

立山町告示第51号

立山町在宅要介護高齢者福祉金支給要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

立山町長 舟 橋 貴 之

立山町在宅要介護高齢者福祉金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で生活している要介護高齢者に対し、在宅要介護高齢者福祉金(以下「福祉金」という。)を支給することにより、要介護高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるものによる。

- (1) 要介護高齢者 65歳以上の者で、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第1項に基づく要介護状態区分が4又は5と認定された者
- (2) 在宅 法、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び医療法(昭和23年法律第205号)に規定する施設等に入院(所)せず、自宅で生活すること
- (3) 上半期 4月から9月まで
- (4) 下半期 10月から3月まで

(支給要件)

第3条 福祉金の支給の対象者(以下「支給対象者」という。)は、立山町内に住所を有し、かつ居住する要介護高齢者で、1箇月に15日以上在宅の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には福祉金を支給しない。

- (1) 支給対象者が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当を受給している場合
- (2) 支給対象者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年分(1月から3月までの支給分については前々年分)の所得が、旧国民年金法(昭和34年法律第141号)第79条の2に規定する老齢福祉年金の支給対象となる所得(福祉金支給対象年度の4月1日における額)を超え、かつ、所得税が課税されている場合

(申請)

第4条 福祉金の支給を受けようとする者又はその者の属する世帯員は、在宅要介護高齢者福祉金支給申請書(様式第1号)により支給申請を行わなければならない。

2 前項に掲げる申請は、上半期又は下半期において、それぞれ当該期間の最終月の翌月の5日までに行うものとする。

(決定)

第5条 町長は、前条の規定に基づく支給申請を受けたときは、申請のあった月ごとにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、在宅要介護高齢者福祉金支給決定・却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(調査)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、支給対象者に対して、支給の要件に関する必要な書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(支給)

第7条 福祉金は、第5条に規定する決定に基づき、毎年度上半期と下半期に分けて、それぞれ当該期間までの分を支給するものとする。

(支給額)

第8条 福祉金の支給金額は、支給対象者1人につき月額5,000円とする。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他の不正手段により福祉金の支給を受けた者があるときは、町長は、その福祉金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱及び要領の廃止)

2 立山町要介護高齢者福祉金支給要綱(平成元年立山町告示第25号)及び立山町在宅要介護高齢者福祉金支給要綱実施要領(平成元年立山町告示第26号)は廃止する。